

# 「大学コンソーシアム香川（仮称）」設立総会 次第

平成27年9月25日（金） 10時～11時30分（予定）

香川県庁本館21階特別会議室

## 1. 開会

## 2. 副知事挨拶

## 3. 議事

- (1) 「大学コンソーシアム香川（仮称）」に関する規約について
- (2) 役員を選任
- (3) 平成27年度の事業内容等について

## 4. その他

### 【配布資料】

- 資料1 大学コンソーシアム香川（仮称）規約（案）
- 資料2 大学コンソーシアム香川（仮称）会費に関する規則（案）
- 資料3 平成27年度事業について
- 資料4 平成27年度大学コンソーシアム香川予算書（案）
- 資料5 他県におけるコンソーシアムの状況
- 資料6 「かがわ人口ビジョン」（案）・「かがわ創生総合戦略」（案）概要

## 大学コンソーシアム香川(仮称)設立総会出席者名簿

(県内大学等)

所 属 及 び 職 名	氏 名
香川県立保健医療大学 学長	佐 藤 功
香川高等専門学校 校長	八 尾 健
香川大学 学長	長 尾 省 吾
香川短期大学 学長	石 川 浩
四国学院大学 理事・事務統括部長	平 井 俊 広
高松大学・高松短期大学 学長	佃 昌 道
徳島文理大学 学長	桐 野 豊

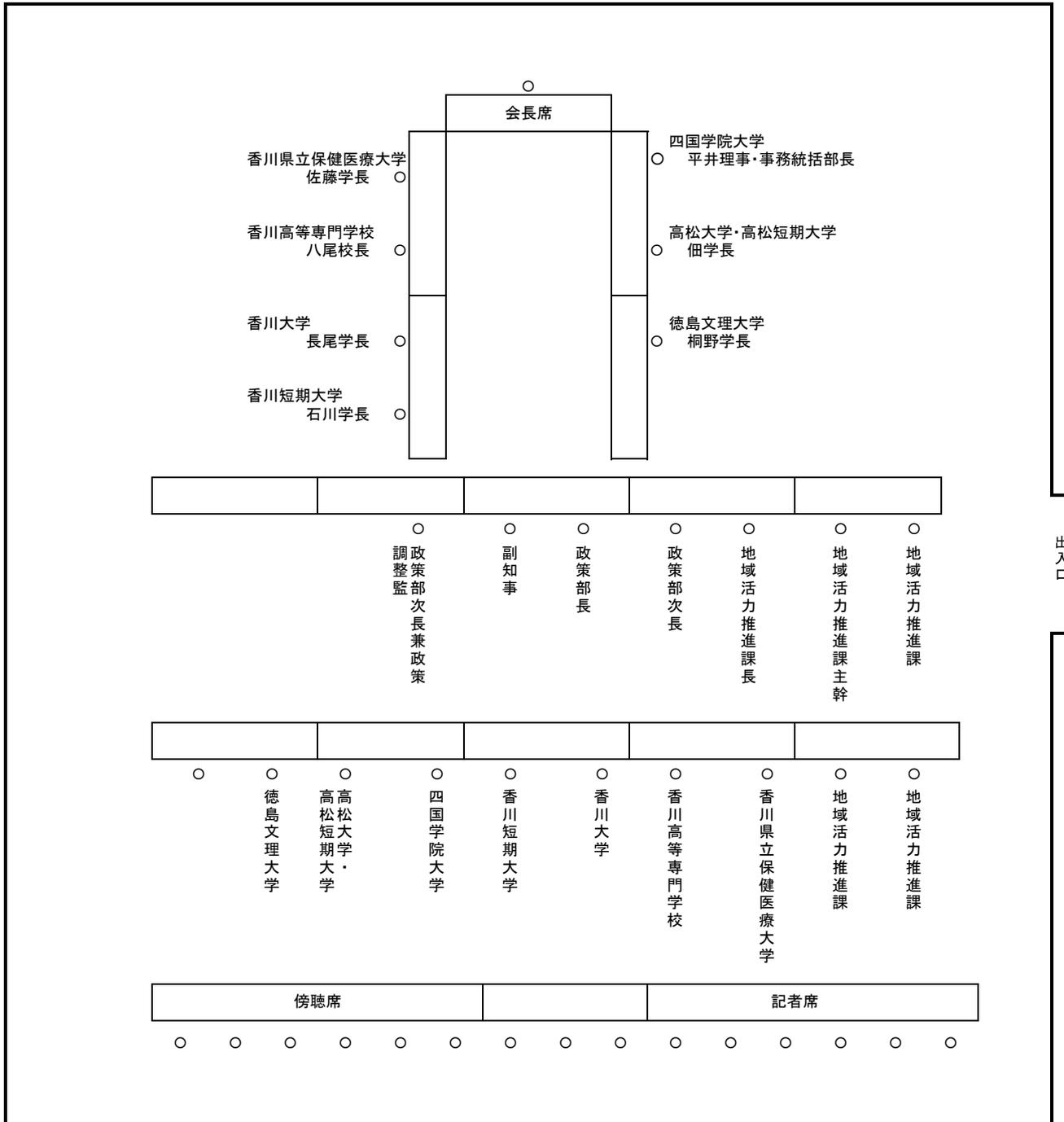
(50音順)

(香川県)

所 属 及 び 職 名	氏 名
副知事	天 雲 俊 夫
政策部長	工 代 祐 司
政策部次長兼政策調整監	徳 大 寺 祥 宏
政策部次長	新 池 伸 司
地域活力推進課長	秋 山 浩 章
地域活力推進課主幹	大 熊 智 美

# 大学コンソーシアム香川(仮称)設立総会 配席図

日時 平成27年9月25日(金) 10:00～  
 場所 香川県庁本館21階 特別会議室



## 大学コンソーシアム香川（仮称）規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、大学コンソーシアム香川（仮称）（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

### （目的）

第2条 コンソーシアムは、香川県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「県内大学等」という。）が相互に連携・交流し、香川県内の教育の質的向上を推進するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）県内大学等の情報の提供・広報に関する事業
- （2）県内大学等相互及び地域との交流・連携を促進・支援する事業
- （3）その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

### （組織）

第4条 コンソーシアムは、次の各号に掲げるもの（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- （1）別表1に掲げる県内大学等
- （2）香川県

### （機関）

第5条 コンソーシアムは、第3条の事業を行うために、総会、運営委員会及び事務局を設置する。

### （役員）

第6条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 2名

### （選任等）

第7条 前条の会長、副会長及び監事（以下「役員」という。）は、別表1に掲げる県内大学等の長のうちから、総会において互選により選任する。

- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
- 5 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により、解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(職務)

第8条 会長は、コンソーシアムを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第10条 総会は、別表2の左欄に掲げる県内大学等において同表の右欄に掲げる役職にある者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
  - (1) コンソーシアムの運営に関する重要事項
  - (2) 事業計画に関すること
  - (3) 予算及び決算に関する事項
  - (4) 会長、副会長及び監事の選出に関すること
  - (5) その他重要事項
- 3 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ず総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した委員は、第4項の規定については出席したものとみなす。
- 7 総会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第11条 コンソーシアムに、次の各号に係る事項を行わせるため運営委員会を設置する。

- (1) 事業計画の企画・立案に関する事
- (2) 予算の企画・立案に関する事
- (3) 専門部会の設置・廃止の検討に関する事
- (4) コンソーシアムの会費の検討に関する事
- (5) その他コンソーシアムの事業実施にあたっての検討及び企画調整に関する事

2 運営委員会は、委員が指名する者及び事務局長(以下「運営委員会委員」という。)により構成することとし、委員は、1名の運営委員会委員を指名するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 運営委員会は、委員会において審議・決定した事項を総会に報告しなければならない。

4 運営委員会は、事業実施を円滑に推進するため、必要に応じ、別途、組織を設けることができる。

5 第10条第3項から第7項について、「総会」を「運営委員会」、「委員」を「運営委員会委員」、「会長」を「事務局長」と読み替えて準用する。

6 運営委員会は、必要に応じ、書面により運営委員会委員の意見を聞くことができる。書面による運営委員会委員への意見聴取の結果は、前項により準用する第10条第5項に定める運営委員会における議決と同等の効力を有する。

(事務局)

第12条 コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、香川県政策部地域活力推進課長をもって充てる。
- 4 事務局は、総会及び運営委員会の事務を処理する。

(会計)

第13条 コンソーシアムの会計は、構成員の会費、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、会費に関し必要な事項は、別に定める。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第14条 この規約は、総会の議事を経なければ変更することはできない。ただし、その変更が、軽微な場合には、運営委員会において、規約の変更を行うことができる。

2 前項ただし書きにより、規約の変更を行った場合には、運営委員会は、総会においてその内容を報告しなければならない。

別表 1 (第 4 条関係)

県内大学等の名称	設置法人
香川県立保健医療大学	香川県
香川高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構
香川大学	国立大学法人香川大学
香川短期大学	学校法人尽誠学園
四国学院大学	学校法人四国学院
高松大学	学校法人四国高松学園
高松短期大学	学校法人四国高松学園
徳島文理大学	学校法人村崎学園

(50 音順)

別表 2 (第 10 条関係)

県内大学等の名称	役職
香川県立保健医療大学	学長
香川高等専門学校	校長
香川大学	学長
香川短期大学	学長
四国学院大学	学長
高松大学	学長
高松短期大学	学長
徳島文理大学	学長

(50 音順)

## 附則

- 1 この規約は、設立総会においてコンソーシアムの設立が議決された日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に任命される第 6 条に定める会長、副会長及び監事の任期は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、事務局を香川県政策部地域活力推進課に設置する。
- 4 コンソーシアム設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、コンソーシアム設立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

大学コンソーシアム香川（仮称）会費に関する規則（案）

第1条 この規則は、大学コンソーシアム香川（仮称）規約（以下「規約」という。）第13条第1項に基づき、会費に関し必要事項を定めるものとする。

第2条 会費は、大学コンソーシアム香川（仮称）（以下「コンソーシアム」という。）の事業活動に必要な費用に充てるものとする。

第3条 会費の額については、事業内容等に応じて、毎年度、総会の議決を経て、事務局から規約第4条に定める者（以下「構成員」という。）に通知する。

第4条 事務局は、構成員に会費の請求を行い、構成員は、指定された期日までに会費を納入するものとする。

第5条 事務局は、納入された会費について、直ちに会費台帳（別記様式）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

附則

この規則は、設立総会においてコンソーシアムの設立が議決された日から施行する。



## 大学コンソーシアム香川（仮称）会費（案）

1. 平成27年度における会費については、コンソーシアムの設立及び広告事業に要する経費（以下「事業費」という。）をもとに算定する。
2. 事業費の2分の1については、県が負担金として支出するものとし、当該県負担分に香川県立保健医療大学の会費を含むものとする。
3. 事業費の2分の1については、広告事業において県内大学等の掲載面積を均等とすることから、県内大学等（香川県立保健医療大学を除く。以下同じ。）の数で除した額を各県内大学等の会費とする。
4. 以上の結果、平成27年度における会費については、次の表に記載の額とする。

構成員の名称	会費
香川県	1,000 千円
香川県立保健医療大学	—
香川高等専門学校	167 千円
香川大学	167 千円
香川短期大学	167 千円
四国学院大学	167 千円
高松大学・高松短期大学	167 千円
徳島文理大学	167 千円

（50 音順）

5. 平成28年度以降の会費については、実施事業の内容に応じて、経費の按分方法（学校数均等割、学生数按分等）を含め、別途、検討する。

## 平成 27 年度事業について

## 1. 広告事業

## (1) 事業の目的

- ・ 県内の高校生及び中学生（以下「県内高校生等」という。）の進学に際し、県内の大学・短期大学・高等専門学校（以下「県内大学等」という。）への興味・関心を喚起することを目的として本事業を実施する。
- ・ 県内大学等及び県が一同に広告を行うことで、県内高校生等及びその保護者が県内大学等を意識し、県内大学等への認識を持つ契機となることを目的として本事業を実施する。

## (2) 事業内容

- ・ 地元新聞に次の内容の広告（1面・カラー）を掲載する。
  - ① 県内大学等の紹介
  - ② 「魅力ある大学づくり」等に関する県の施策

## (3) 掲載時期

10月頃

## 【参考】県内大学等合同進学説明会

## (1) 事業の目的

県内の高校生を対象に県内大学・県内短期大学の合同進学説明会を開催し、高校生の県内大学・短期大学への興味・関心を喚起し、理解を深めることにより、県内進学者の増加を促し、若者の県内定着を促進することを目的とする。

## (2) 事業内容

本事業の実施を希望する県内高校において、県内の大学・短期大学が合同で説明会を既に、実施しており、来年度以降の事業の実施方法等やコンソーシアム事業として位置づけることについて、今後、検討する。

## (3) 実績及び今後の予定

## ① 実績

平成 27 年 6 月 26 日 県立観音寺中央高等学校  
平成 27 年 9 月 16 日 県立高松東高等学校

## ② 予定

平成 27 年 10 月 22 日 県立高松西高等学校  
平成 27 年 12 月 高松中央高等学校、尽誠学園高等学校

## 平成 27 年度大学コンソーシアム香川（仮称）予算書（案）

## 1 収入

（単位：千円）

科目	予算額	備考
会費	2,002	構成員会費
負担金・補助金	0	
寄附金	0	
その他の収入	0	
合計	2,002	

## 2 支出

（単位：千円）

科目	予算額	備考
需用費	15	印鑑作成費、食糧費（総会お茶代）等
役務費	1,987	広告料
合計	2,002	

	都道府県	名称	事業内容
1	岡山県	大学コンソーシアム岡山	①大学教育事業 ・単位互換、国際交流、高大連携等 ②社会人教育事業(吉備創生カレッジ) ・コミュニティ・カレッジ、地域創生学教育等 ③産官学連携事業 ・インターンシップ、キャリア教育、産学官共同研究、起業家育成、NPOリーダー育成など
2	愛媛県	大学コンソーシアムえひめ	①共同授業 ②国際交流支援(日本語教育科目相互開放、国際交流支援行事主催又は共催、構成員が実施する行事相互開放) ③インターンシップ(合同でのインターンシップ研修実施)
3	広島県	一般社団法人教育ネットワーク中国	①単位互換事業 ②高大連携事業(公開授業、公開講座、中高大連携、遠隔授業、研究交流会) ③生涯学習事業(公開講座等) ④地域社会との連携(中国新聞キャンパスリポーター等) ⑤教職員研修(年6回程度開催)
4	佐賀県	大学コンソーシアム佐賀	①大学教育部会(単位互換、リメディアル教育) ②FD/SD部会(大学職員合宿研修会) ③学生支援部会(地域イベント・ボランティア活動への参加、コンソーシアム祭りの開催) ④地域貢献部会(公開講座)
5	大分県	特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた	①留学生生活支援(住宅保証人、リユース物品紹介、生活資金貸付) ②地域との交流支援(留学生里親紹介、小中学校や地域住民向けの講師派遣、国際文化交流教室等) ③留学生就職支援 等

# 「かがわ人口ビジョン」の概要

## 位置付け

香川県における人口の現状を分析し、人口に関する県民の理解の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来の展望を提示(対象期間:平成72(2060)年まで)

## 現状分析

### ○全般

香川県の人口は、平成11(1999)年の約103万人をピークとして減少に転じ、平成26(2014)年の人口は約98万人。平成12(2000)年以來15年連続の減少となっている。

老年人口に比べて年少人口が少ないいびつな人口構造となっている。【2014年(約98万人)の人口構造】

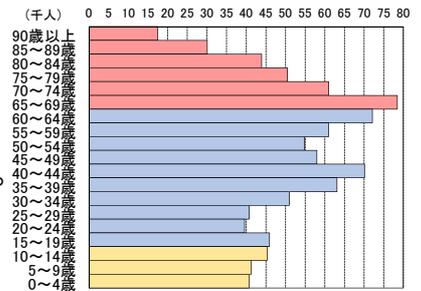
### ○自然増減

出生数の減少、晩婚化・晩産化の進行、生涯未婚率の上昇  
全国平均を上回る3大生活習慣病、糖尿病による死亡率

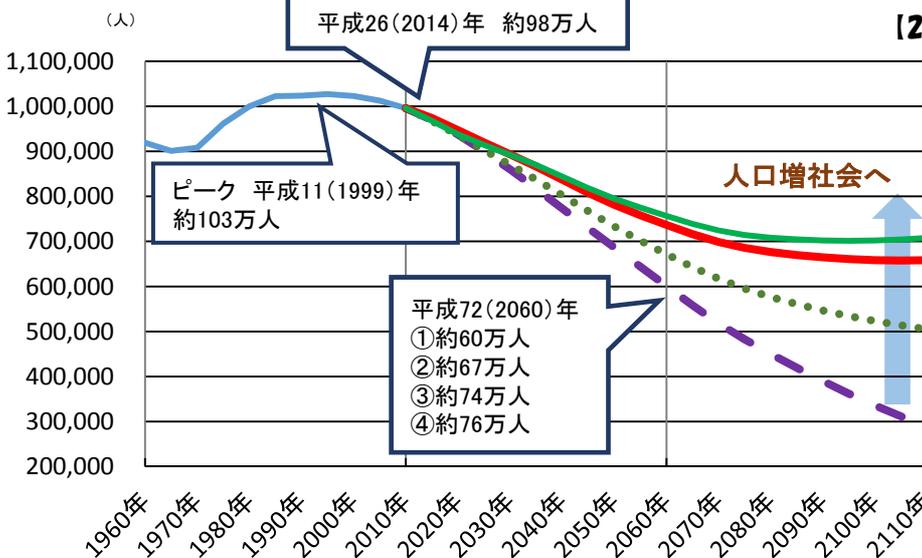
⇒平成15(2003)年には死亡数が出生数を上回り、  
自然動態が初めて減少となり、その後も引き続き減少数は拡大している。

### ○社会増減

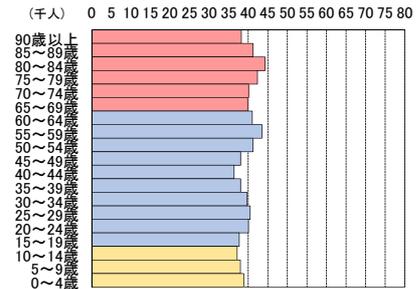
進学や就職に伴う若者の県外転出、東京圏・大阪圏への著しい転出超過  
⇒平成12(2000)年から再び転出超過になっている。



## 将来展望



### 【2060年のパターン④(約76万人)の人口構造】



- ① 実績(昭和35(1960)年から平成22(2010)年)
- ② 社人研準拠
- ③ 合計特殊出生率が上昇した場合
- ④ 合計特殊出生率が上昇し、かつ、平成35(2023)年に社会増減が均衡し、以降、社会増(1,000人/年)に転じた場合

○現状のまま何ら対策を講じなかった場合、平成72(2060)年の県人口は約60万人まで減少するものと推計され、経済規模の縮小、社会保障費の増加ひいては地域社会の衰退等が懸念される。

○また、高齢者の割合が高く、いびつな人口構造が続くものと見込まれる。

① 人口の社会増減をプラスに転換する⇒移住の促進、産業の育成等による雇用の創出

② 人口の自然減を抑制する⇒安心して出産・子育てができる環境づくり

③ 人口減少社会に適応する⇒地域の資源を生かした観光・交流の拡大、  
安心して暮らせるための防災対策の充実

人口減少の克服と  
地域活力の向上

○こうした取組みにより、合計特殊出生率が平成42(2030)年に1.8程度、平成52(2040)年に2.07程度まで上昇し、平成35(2023)年に社会増減が均衡し、以降、社会増(1,000人/年)の状況が続いた場合、県人口は、平成72(2060)年に約76万人になると推計される。

○また、あらゆる世代の人口が均等になり、人口構造が安定し、次世紀には人口増社会を展望できる。

### <将来の香川県の姿>

- ・あらゆる世代が笑顔で暮らすことができる香川県
- ・安心して働き、結婚し、生み育てることができる香川県
- ・多くの人が集う活気ある香川県

# 「かがわ創生総合戦略」の概要(平成27年度～31年度の5か年)

## 人口減少抑制戦略

### 基本目標1 人の流れを変える

- (1) 産業振興による働く場の確保
- (2) 移住・定住の促進
- (3) 魅力ある大学づくり
- ★人口の社会増減 平成31(2019)年に▲270人程度

#### 【主なKPI】

- ★産業技術センターの研究開発による製品化件数 5年間で100件
- ★県オリジナル品種の作付面積 平成31(2019)年度に250ha
- ★K-MIXへの参加医療機関数 平成31(2019)年度に190カ所
- ★県外からの移住者数 5年間で4,500人
- ★自県大学進学者の割合 平成31(2019)年度に20.5%

#### 【主な事業】

- ☆革新的ものづくり技術強化支援事業
- ☆次世代ものづくり産業育成事業
- ☆「さぬき讚フルーツ」普及加速化事業
- ☆かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業
- ☆空き家バンク登録支援事業
- ☆移住者起業支援補助事業
- ☆大学等魅力づくり支援事業



### 基本目標2 安心して暮らしやすい環境を創る

- (1) 「子育て県かがわ」の実現
- (2) 「健康長寿の香川」をつくる
- (3) 「女性が輝く香川」の実現
- ★平成42(2030)年までに、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率 1.8程度

#### 【主なKPI】

- ★保育所等利用待機児童数 平成31(2019)年度にゼロ
- ★地域子育て支援拠点事業実施力所数 平成31(2019)年度に96カ所
- ★がん検診受診率 毎年度50%以上
- ★「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数 5年間で150社

#### 【主な事業】

- ☆子ども・子育て支援新制度推進事業
- ☆保育所運営費、待機児童対策事業
- ☆かがわ健やか子ども基金事業
- ☆地域子育て推進事業
- ☆がん対策推進事業
- ☆働く女性活躍促進啓発事業



平成72(2060)年に人口約76万人を維持するよう  
人口の社会増と自然減の抑制に努め、長期的には人口増への転換を目指す。

## 人口減少社会適応戦略

### 基本目標3 地域の元気を創る

- (1) 魅力ある地域づくり
- (2) 農山漁村を元気に
- (3) 交流人口の拡大
- ★県外観光客数 平成31(2019)年に970万人

#### 【主なKPI】

- ★「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けての札所寺院および遍路道の保護措置数 5年間で3カ所
- ★自主防災組織の活動カバー率 平成31(2019)年度に99.0%
- ★ブランド農産物の生産量 平成31(2019)年度に38,000t
- ★MICEの参加者数 平成31(2019)年度に94,000人

#### 【主な事業】

- ☆世界遺産登録推進事業
- ☆地域防災力総合支援事業
- ☆「おいでまい」を核とした売れる米づくり促進事業
- ☆「さぬきの夢2009」による県産麦の生産・流通高度化支援事業
- ☆MICE誘致推進事業



### 基本目標4 都市・集落機能高める

- (1) 集約型都市構造の推進
- (2) 広域連携の推進
- (3) 地域拠点とネットワークづくり
- ★市町間連携協約数 5年間で9協約数

#### 【主なKPI】

- ★立地適正化計画を作成する自治体数 5年間で2自治体
- ★高齢者への声かけ・見守りの実施率 平成31(2019)年度に55%
- ★県内で活動する地域おこし協力隊員数 平成31(2019)年度に25人

#### 【主な事業】

- ☆特色ある商店街づくり事業
- ☆地方拠点強化推進事業
- ☆一人暮らし高齢者等対策事業
- ☆地域づくり団体育成支援事業

